――江山本「差出祖父」をめぐって――長州藩鷺流における「改作」の問題

稲田秀雄

はじめに

現在、山口市に伝わる鷺流狂言は、長州藩狂言方であった春日 (一八一六~一八九七)によって、明治期に山口の素人衆に伝承されたものである。筆者はこれまで、山口市内に伝存する鷺流狂言の台本を諸流台本と比較・検討し、山口に残る鷺流は、基本的に鷺伝右衛門派の系統に属するが、部分的には独自の(または他流に近い)詞章や演出が散見されることがは独自の(または他流に近い)詞章や演出が散見されることがは独自の(または他流に近い)詞章や演出が散見されることがは独自の(または他流に近い)詞章や演出が散見されることがなる、長州藩の鷺流独自の詞章・演出であった可能性が高いとなる、長州藩の鷺流独自の詞章・演出であった可能性が高いとなる、長州藩の鷺流独自の詞章・演出であった可能性が高いとなる、長州藩の鷺流独自の詞章・演出であった可能性が高いといえよう。

これまでに考察を終えた台本の中に、江山家から出たとされ

祖とし、代々鷺伝右衛門派の狂言を伝えたとされる。に第五代藩主である毛利吉元に召し抱えられた江山源兵衛助を「蔵」がある。江山家とは、長州藩狂言方の一家で、宝永七年(武)がある。江山家とは、長州藩狂言方の一家で、宝永七年

ながら詞章・演出の異なる、鷺仁右衛門派の本文を収めている腹」以下の場合は、鷺伝右衛門派の本文とともに、同流であり留めているのは、当然内容に差異があるためで、右に挙げた「鎌が記載されている。同一曲について複数の本文をわざわざ書き

出」が正しいので、以下この表記に統一する)には、曲名の下にところが、この宝暦名女川本に記載された「差出祖父」(「差

是ハ長門江山氏ヨリ来ル

のである。

って、 収の「差出祖父」を、 て貴重な例であるといえよう。 ていたのは、長州藩における狂言の実態を探究する上で、 出祖父」の併記は、鷺伝右衛門派における中央 右衛門派の本文をともに記載する例とは異なり、「孫聟」と「差 言方の江山家のものと解される。すると、先の伝右衛門派・仁 という注記がある。すなわち、この詞章は、先述した長州藩狂 る江山本には「差出祖父(孫聟)」は収められていない。 (長州藩) との差異を示すものと考えられる。現在山口に伝存す 以下、 宝暦名女川本に、 長州藩鷺流の流れを引き継ぐ山口鷺流の総合的研究の 江山本「差出祖父」と呼ぶことにする。 江山家の 本稿では、この宝暦名女川本所 「差出祖父」が書き留められ (江戸) と地方 したが 極め

事情(背景)について考えてみることにしたい。

、「孫聟(差出祖父)」という狂言

持本の「外之部」に「孫聟」が見えるが、この台本は現在、 紹介された、大津在住の大蔵八右衛門派の役者・堀村八二郎所 義」(台本)を虎光に相伝したという。ただし、大蔵八右衛門派 を賞翫し、「苦しからずハ伝呉よ」と請うたので、元業が 進狂言において元業が勤めた「孫聟」を見て、虎光はその趣意 之覚』によると、天保十年、大坂における山田藤右衛門一代勧 虎光は、山脇和泉元業 なかった。ただし、 降、主要な台本に存するが、古来、大蔵流のレパートリ 在不明である。 の台本としての「孫聟」は現存していない。かつて笹野堅氏 授を受けている。 か。「孫聟」は、和泉流の現行曲である。 そもそも「孫聟(差出祖父)」とは、どのような狂言であるの 山脇元業写になる『狂言由緒略書・代々勤書 江戸末期の大蔵八右衛門家当主である大蔵 (和泉流十四世宗家)から、この曲の伝 同流最古の天理本以 ノーには 所

環として、江山本

「差出祖父」

の内容を分析し、

その形成

0

えない。なお、保教本の内容は和泉流に近い。 名の下に「京流ノ狂言 孫聟トモ云 聟ノ類ナリ」と注記する。 名の下に「京流ノ狂言 孫聟トモ云 聟ノ類ナリ」と注記する。 名の下に「京流ノ狂言 孫聟トモ云 聟ノ類ナリ」と注記する。

上演記録は、次のように二回認められるのみであり、演者はい『触流し御能組』によって裏付けられる。同書には、「孫聟」のこの近藤(名女川)六右衛門による「孫聟」上演のことは、

ずれも近藤六右衛門である。

○享保十四年五月十一日 江戸城西丸慰能

りを雇ってでも座敷へ出すもので、このたびは自分の孫のこと 他所では、聟取りや嫁取りには自分のような寿命めでたい年寄 く。舅が登場し、太郎冠者を呼び出して、本日(聟入りのため だから座敷へ出るのは当然だ、と腹を立てる。 を聞きつけた祖父は、(我が子である)舅に文句を言い、大体、 ざけておいて、その留守に聟が来るようにしようと言う。それ 聟が来ることを告げるが、祖父が何かと差し出るので、寺へ遠 鷺流の所演曲ではなかったにもかかわらず、江戸期においては 九年上演時の台本であると考えられる。このように、本曲は、 に入れる。聟が登場し、舅のもとを訪れると、祖父は、 して機嫌を直させ、とりあえず聟が来るまで、 ため、享保保教本や宝暦名女川本に記載されているのであろう。 る。つまり、この「孫聟」は、鷺伝右衛門派における、享保十 宝暦名女川本「孫聟」後記に記すのは、後者の上演のことであ 「仰付」による上演の機会が稀ながら存したことがわかる。その 和泉流最古本の天理本によって、「孫聟」の粗筋を確認してお ○享保十九年五月十三日 江戸城西丸仕舞・ 舅は色々とりな 囃 祖父を奥の部 狂

まだ早い

と止める。聟は祖父にお目にかかりたいと言う。祖父は、され

もしないのに座敷へ出ようとするので、太郎冠者が、

と、祖父も立って舞う。聟と舅が舞い終えて入ると、祖父はそ れならばおれもいなふ」と言って退場する。 れを知らずに舞い続け、「聟殿はどちへぞ、はやいなれたか、そ い時から持つ小さ刀を出す。聟が謡い出し、聟と舅が舞い出す をする。酒盛りになり、舅が引出物の太刀を出すと、祖父は若 ばこそとうれしく思い、座敷へ出て、何かと差し出たふるまい

思う舅の対比が生き生きと描かれている。 の場で何かと差し出たがる祖父のふるまいと、それを苦々しく 類型に一ひねりを加えた異色作といえよう。聟入りというハレ 父)が登場する点に、何より構想上の特色がある。智入り物の 物の中にあって、そうした失敗を描かず、しかも舅の老父(祖 **聟入りの際の「聟の失敗」(と舅のとりなし)を専ら扱う聟入り** 狂言の一種である(享保保教本に「聟ノ類ナリ」と注記)が、 右の粗筋によって明らかなように、本曲は、聟入りを扱った

者である金春禅鳳の伝書『反故裏の書』(三)の記述が注目され 老人が何かと差し出たがることについては、室町後期の能役 としよりて能こくなるなり。又わかくせんとすれば、てん

る。

としよりては、せぬより外の事なし。人のざしきへも、と ぼうになりて、いよく~みられず。花伝にかきたるやうに、

> して能をする事、見られず候。 しやくすべし。かならず~~さしいづる物也。こく~~と しよりはいでぬより外のしつけなしといふ也。 何事もしん

これは、あくまで年老いた能役者に対する戒めなのであるが

おそらく当時から一般にもあったと推察され、こうした認識は この記述からも「年寄りは何かと差し出るもの」という通念は

本曲の構想の基本にも通じるといえよう。

なお、本曲の結末にある謡は、「音曲聟」のそれと同じであ

る。 和泉流・天理本には 「なに事もかごとも」を、むこ、うたひ出す、おんぎよくむ

この心、むこ・しうと、舞、其時おうぢもたつて、いかに おうぢはあとにいて、舞のはつるもしらずして、「むこ殿は もぶたいさきへ行て、まふ、むことしうとは、まふて入、

と云て入る也

どちへぞ、はやいなれたか、それならば、おれもいなふ」

聟の心」とある。そこで、その「音曲聟」の結末を同じ天理本 とあって、謡の詞章を記さないが、傍線を施したように、「音曲 (抜書)で見ると、次のようである。

は、たゝひらに御免候へ、「まひとつめせや、むこ殿、シテ シテ「なに事もかことも、く、おやこのけいやくする上

に、〈、〈、、あひ舞まふてそかへりけるは、後は酒きようのあまりにて、むこもしうとももろとも「まひとつめせや、しうと殿、二人「三さん九度もすきぬれ

音曲智」の場合は、聟(シテ)と舅が右の謡に合わせて相舞す

記・略)シテ「むこもしうとも諸共に、二人「相舞もふてぞいらに御免候へ、(注記・略) 頓て乱酒になりしかば、シウト「一つ参れ聟殿、ムコ「最一つめせや舅殿、二人「三々九ト「一つ参れ聟殿、ムコ「最一つめせや舅殿、二人「三々九らに記・略)むこも舅ももろともに、聟も舅も諸共に、住注記・略)むこも舅ももろともに、聟も舅も諸共に、住注記・略)シテ「むこもしうとも諸共に、二人「相舞もふてぞ

帰りける

世手斗不知残タルテイニテ入 工夫仕様可有事也 ることがわかる (天理本と異なる傍線部は、享保保教本「音曲智」とほぼ一致する)。ただし、聟と舅の相舞に祖父が加わり、宝祖父が舞い遅れるという演出は「孫聟」独自の工夫であり、宝祖父が舞い遅れるという演出は「孫聟」独自の工夫であり、宝祖父が無不に、であり、宝祖父が知かる (天理本と異なる傍線部は、享保保教本「音曲とあって、傍線部を除いては、確かに「音曲聟」と同じ謡であ

と記す通りである。

天理本に存するのであるから、遅くとも江戸初期の正保頃までを明期における形成については確認できないが、正保頃成立の失敗と舅のとりなし」という智入り物の基本的なパターンにの失敗と舅のとりなし」という智入り物の基本的なパターンにの失敗と舅のとりなし」という智入り物の基本的なパターンに高いた。「孫智」よりは、その形成において先行すると考えられる。橋本朝生氏によれば、智入り物の基本的なパターンにいた。「孫智」結末の謡は、同じ智入り物である「音曲智」のキリの「孫智」結末の謡は、同じ智入り物である「音曲智」のキリの「孫智」結末の謡は、同じ智入り物である「音曲智」のキリの

二、江山本「差出祖父」の内容

かであろう。

に、「音曲聟」の謡を取り込むかたちで形成されていたことは確

ておこうとする舅と太郎冠者のやりとりがないなど、せりふにれているということである。同流同派の享保保教本や宝暦名女川本は、祖父を寺へ遠ざけっているということである。同流同派の享保保教本や宝暦名女出祖父」の内容が、これまで検討した「孫聟」とはかなり異な出祖父」の内容が、これまで検討した「孫聟」とはかなり異な出祖父」の内容が、これまで検討した「孫聟」とはかなり異な

異なる点が多いが、大筋は保教本と同じである。

の名ノリは次のようである。 それらに対して、江山本はどのように相違するのか。江山本 をに居ると祖父と孫出る」という注記がある。舅が常の通りに をに居ると祖父と孫出る」という注記がある。舅が常の通りに をのであろうが、その後(孫とともに)登場した祖父(シテ) の名ノリは次のようである。

を聟入させふと存る を聟入させふと存る

って来るという内容であった。 は舅の老父であって、その孫に当たる若者が聟入りのためにやに異なる。先に粗筋を示したように、それらの台本では、祖父字保保教本・宝暦名女川本「孫聟(差出祖父)」の設定とは大い父は、聟にとっての祖父なのである。これは和泉流、あるいは祖父は自分の孫を聟入りさせようと言う。つまり、江山本の祖祖父は自分の孫を聟入りさせようと言う。つまり、江山本の祖

道して行ぞ、むこ「いや、こなたの御座るには及ませぬ、シテ「けふは日がよい被成ぬ物て御座る、シテ「なんのかも此様な事はおかまい被成ぬ物て御座る、シテ「なんのかもった」という事が有物が、おのれが何をしりをつて、某が同ふなという事か有物が、おのれが何をしりをせよと言う。

成まするな、シテ「気遣するな、門前迄ついて行ぞ、むこならばおしやれ、むこ「申、かならずこなたはおはいり被う支度をせい、むこ「ゐや、もはや是で能御座る、シテ「夫テ「何をぬかしをる、身共かついてゆかねば心元なひ、早

被成て御座れ、かならずおは入被成ますな「参程に是で御座る、シテ「是か、むこ「こなたは夫に御待

し出ること」を迷惑がるのは、その孫である聟のほうなのであというので、今度は舅の家には入らないよう頼む。祖父が「差聟(孫)は、再三祖父の同道を断るが、どうしてもついて行く

る。しかし、祖父は智入りの座敷に出る。

……祖父せきをしなから出る (太郎)「いや、

祖父子の御出被成

て参が心元なさに参まして御座る

て御座る、シテ「あ、孫か聟入をしまするが、

れない。
なせらる、な」と言って困惑するが、祖父はかまわず、舅に盃させらる、な」と言って困惑するが、祖父はかまわず、舅に盃とでの盃事となるが、この盃事には、特段の趣向は認められない。

聟は座ったまま舞ったり、また立って舞う時も左右へ廻らなかやがて、舅が聟に舞を所望する。舞は不調法であるとして、

ったりする。

に左右にまわらせられひ座る、(シゥト)「舞にさすがみがかまう事は御座らぬ、ひら座る、(シゥト)「舞にさすがみがかまう事は御座らぬ、ひら

では、山口鷺流の元祖である春日庄作の自筆本「弐人り袴(二人袴)」山口鷺流の元祖である春日庄作の自筆本「弐人り袴(二人袴)がちに、同じ聟入り物の狂言「二人袴」を想起させる。例えば、たこの「舞にさすがみ(指神)がある」という聟のせりふは、た

、同様のやりとりがある。 舅「イヤ舞にさす神ハ御座らぬ 平''まわせられい (智)「イヤけふハ右''も左にもさす神か有ツテまわれませぬ

による)。

このように、和泉流や享保保教本・宝暦名女川本と比較して、

と、

しかし、本曲ではそのようなことを言ってまで、智が舞を拒しかし、本曲では、「二人袴」(袴を前後に引き裂いて、父親と二人で着本曲では、「二人袴」(袴を前後に引き裂いて、父親と二人で着本曲では、「二人袴」(袴を前後に引き裂いて、父親と二人で着な困る状況は特に設定されていないのである。江山本「差出れび国の末尾には、装束付があり、それによると、聟の扮装は、むこ、段のしめ、すわふ上下、小+刀、扇、折ゑほしむし、本曲ではそのようなことを言ってまで、聟が舞を拒しかし、本曲ではそのようなことを言ってまで、聟が舞を拒しかし、本曲ではそのようないのである。江山本「差出を行ってまで、聟が舞を拒しかし、本曲ではそのようないのであると、聟の人で

「二人袴」のように、聟の要請によるものではなく、祖父の意思見た、「聟(孫)の聟入りに祖父がついて来る」という設定もそうである。「二人袴」の場合は、聟の父親が聟入りについて来るのが特徴で、数ある聟入り物の中でも独自の構想といえよう。本曲では、その代わりに祖父がついて来る」という設定もそである。それは、右に指摘した舞のくだりだけではない。先にである。それは、右に指摘した舞のくだりだけではない。先にである。それは、右に指摘した舞のくだりだけではない。先にである。「二人袴」のように、聟の要請によるものではなく、祖父の意思ない。

さなれば、後は酒きやうの余りにや、聟(も) 舅も諸共に、違しているのは明らかである。ところが、結末の謡に関しては、常の「孫聟」と全く同じなのである。 はこ「何事もかごとも親子の契約有上は、たゝひらに御免むこ「何事もかごとも親子の契約有上は、たゝひらに御免むこ「何事もかごとも親子の契約有上は、たゝひらに御免むこどの、むこ「も一つめせや、舅殿、三人「三々九度もか」が相江山本は、少なくとも発端から展開までの筋(プロット)が相

あった、祖父だけが舞い遅れ、取り残されるという演出についなく、鷺流の詞章が用いられている。ただし、常の「孫聟」に傍線部は、先に引いた宝暦名女川本と共通する。ここは間違い

(、、
、相舞まふてぞ帰りける

という尋常なものである。

ては、特に注記されていない。

「二人袴」をなぞっているが、キリの謡は、常の「孫聟」と同じ以上に見てきた通り、江山本「差出祖父」の筋は、明らかに

(つまり「音曲聟」の謡にも同じ)となっているのである。 (つまり「音曲聟」の謡にも同じ)となっているのである。 (つまり「音曲聟」の謡にも同じ)となっているのである。

て舞うという特徴的な演出の意味も失われている。ているのは不審である。その結果、後ろを見られないようにしているのは不審である「二人袴」の筋や趣向をそのまま当てはめ者が迷惑がるくだりもなくなっている。しかも、先述のように、の特色であった、祖父の差し出たふるまいに対して舅や太郎冠の特色であった、祖父の差し出たふるまいに対して舅や太郎冠の特色であった、祖父の差し出たふるまいに対して舅や太郎冠の前除や増補もなく、特に演出面でのあらたな工夫は認めら面の削除や増補もなく、特に演出面でのあらたな工夫は認めらる。場の判除や増補もなく、特に演出面でのあらたな工夫は認めらいる。

工夫を加える意図をもって改変を施すということになるはずでう)が既存の「差出祖父(孫智)」の台本を踏まえて、何らかの通常、「改作」といえば、改作者(江山家の狂言役者であろ

見えないのである。 見えないのである。

三、江山本「差出祖父」の形成とその背景

な内容の江山本「差出祖父」が形成された背景(事情)を推測ここで、少し想像をたくましくすることになるが、右のよう

してみることにしたい

れている狂言を演じたい場合、どうするか。まず考えられるののように、自分たちのレパートリーになく、他流・他派で行わのように、自分たちのレパートリーになく、他流・他派で行わいる。

○他流の役者に伝授(台本)を請う(その上で、独自の改変

は、次のような手段であろう。

○いわゆる「見とり・聞きとり」によって、自分たちのもの

触れた、大蔵虎光が山脇元業に伝授を請うた例はそれに相当す祖父が聟入りの場に差し出る)は同じになったであろう。先にたのであれば、少なくとも常の「孫聟」と基本的な趣向(舅の江山本「差出祖父」の場合は、右のどれでもない。台本を請う

の台本なのである。ここに何か特別な背景が存するのではないて作られたものでもない。その場合も、細部のせりふはともかく、大筋は、やはり既存の「孫聟」と同じになるはずである。宝暦名女川本に附載された江山本「差出祖父」は、長州藩狂宝暦名が本にのである。ここに何か特別な背景が存するのではない。その場合も、細部のせりふはともかるのであるう。また一方、本曲は、「見とり・聞きとり」によっるのであろう。また一方、本曲は、「見とり・聞きとり」によっ

か。

例えば、何らかの事情(藩主の所望など)により、江山家の例えば、何らかの事情(藩主の所望など)により、江山家の保者が「差出祖父」を演じる必要が急に生じたとする。しかし、22が、あいにく「差出祖父(孫智)」は、大蔵流の所演曲でもなかった。そこで、考えられる手だては、中央(江戸)の伝右なかった。そこで、考えられる手だては、中央(江戸)の伝布の探索を行うか、どちらかであろう。

衛門家にも台本がなかった可能性がある。あるいは、問い合わ問い合わせが保教本成立以前であったとすれば、江戸の鷺伝右狂言」として「差出祖父」が収められているが、江山家からの確かに、享保九年以前の成立である享保保教本には、「京流ノ

鷺流の正規の演目でないので、流儀の台本が定まらず、伝

せが保教本成立以後であったとしても、

伝右衛門家としては、

拒んだ(またはできなかった)のかもしれない。

である。つまり、この曲に関しては、保教本と名女川本の間に型的なかたちから、(せりふのレベルで)改変がなされているの本とはかなり異なっている。名女川本においては、和泉流の原本とはかなり異なっている。名女川本においては、和泉流の原享保保教本「差出祖父」は、先に述べたように和泉流に近い。

事実上、伝承が中絶していた可能性もある。その後、「仰せ付懸隔がある。保教本に記されたが、あまり演じられることなく、

け」による上演の機会があって(『触流し御能』に見える享保十

の鷺流としての定まった台本は、やはり事実上なかったことに はない台本の探索が行われた結果かもしれない。そうであると はない台本の探索が行われた結果かもしれない。そうであると すれば、問い合わせが保教本成立以後であったとしても、本曲 四年、または同十九年の上演)、その時にあらたに台本が作られ 四年、または同十九年の上演)、その時にあらたに台本が作られ

あれば、先に述べたように、それをそのまま上演すればよいのもし、江山家の役者が家元から台本の伝授を受けていたので

なるであろう。

で、江山本のような特異な台本が作られる必要はなかったはずで、江山本のような特異な台本が作られる必要はなかったとができなかった。 を手に入れることができなかった(つまり、改作の前提となるを手に入れることができなかった(つまり、改作の前提となるを手に入れることができなかった(つまり、改作の前提となるを手に入れることができなかった(つまり、改作の前提となるを手に入れることができなかった)のであろう。

宝暦名女川本に、江山本「差出祖父」が記載されているのでをあるから、その形成(制作)は、宝暦名女川本が成立した宝暦のであろう。そして台本の伝授はなくとも、江山家の「差出祖のであろう。そして台本の伝授はなくとも、江山家の「差出祖十一年頃以前となる。それ以前に問い合わせや探索が行われたのであろう。そして台本の伝授はなくとも、江山家の「差出祖父」が記載されているのでをかいら、そのではないか。

本的な筋は組み立てられたのではなかろうか。そして、その際言」という中心趣向だけを伝聞して、江山本「差出祖父」の基度の情報ではなかったか。つまり、「聟入りに祖父が差し出る狂し出る狂言」であり、「キリの謡は「音曲聟」に同じ」という程し出る狂言」であり、「差出祖父(孫聟)」とは「聟入りに祖父が差

「父親」を「祖父」に替えればよいのである。そして、キリの謡他曲にはない構想をもつ「二人袴」だったのではないか。その参照されたのが、同じ聟入り物で、聟の父親が登場するという、

については、「音曲聟」の謡をそのまま使えばよい。

家の無学にて、ふせをとり、ぢごくにおつる所を、狂言に徳川家康の命によって、「半銭(飯銭)」を新作した例である。徳川家康の命によって、「半銭(飯銭)」を新作した例である。窓。とに新たな狂言が作られた例は、江戸期にいくつか見出される。とに新たな狂言が作られた例は、江戸期にいくつか見出される。とに新たな狂言が作られた例は、江戸期にいくつか見出される。とに新たな狂言が作られた例は、江戸期にいくつか見出される。

有之哉ト御尋 則其段喜太郎相達正徳元年卯ノ十二月九日 蔵流の役者)が「家童子」という新作を作った例も挙げられる。 さらに、享保保教本「家童子」の注記にいう、吉田喜太郎(と)。 (※)。 さらに、享保保教本「家童子」の注記にいう、吉田喜太郎(大)。 (※)。

り、類曲を参照して)、当時における新作が狂言役者によって即構想の中心となる趣向を表す簡単な文言を基にして(場合により、ぢごくにおつる所」とか、「女ノ酒ニ酔狂言」とか、狂言のいずれも、傍線を付したように、「出家の無学にて、ふせをといずれも、傍線を付したように、「出家の無学にて、ふせをと

二即座作書上候狂言

を示唆しているようである。 に依拠した筋をもつ「差出祖父」の内容は、そうした形成事情 座に作られたのである。江山家における「差出祖父」の新作的 かろうか。常の「孫聟」と大きく異なり、なおかつ「二人袴_ 「改作」に際しても、 右の例に類する事情が考えられるのではな

おわりに

狂言の実態や伝承のあり方が見えて来るかもしれない。本稿が れた背景を探ってみることにより、江戸期の地方諸藩における 成功例といえないであろう。しかし、そういう台本が必要とさ 本来の特色を薄めてしまっている。「改作」としては、必ずしも としており、しかも「二人袴」に依拠しているため、結果的に 大胆に推測してみた。江山本「差出祖父」は、祖父を聟の祖父 容をもつ「差出祖父」を分析し、その形成 な台本であった。本稿では、長州藩鷺流の台本として独自の内 山本「差出祖父」は、それらとはかなり異なる内容をもつ特異 にその本文が記載されているが、宝暦名女川本に附載された江 つの問題提起となれば幸いである。 鷺流の稀曲であった「孫聟」は、 享保保教本や宝暦名女川本 (制作) 事情をやや

> 期、 明治二十六年当時の上演内容を確認するすべはないが、 出祖父」の記載はなく、また現在の山口鷺流でも上演されない。 認められる。冒頭に述べたように、現存する江山本の中に「差 たかについては、定かでない。山口市天花には、 記したものがある。墨色が薄れて判読し難い部分もあるが、そ 奉納額の一つに、明治二十六年の「野田神社御神能」の番組を 主・毛利敬親を祀る野田神社がある。その絵馬殿に掲げられる かに「差出祖父」は、山口に伝承されていたのである。 る上演と考えられる)の中に「差出祖父」(シテ村田安太郎 の狂言番組(「入間川」以下八番、春日庄作とその弟子たちによ 「差出祖父」という曲が、長州藩でその後どのように伝承され すなわち山口鷺流の元祖・春日庄作の存命の頃までは、 最後の長州 明治 確 讵

注

1) 石川弥一氏「地方に残存する鷺流狂言」(『国語と国文学』

鷺流狂言の流れをたどって』パンフレット、平一二・一○所

昭二九・五)、拙稿

「山口鷺流」(『国立能楽堂特別企画公演

際文化学部編『大学的やまぐちガイド 拙稿「やまぐちに伝わった鷺流狂言」(山口県立大学国 昭和堂、平二三所収)。 「歴史と文化」の

収。

新視点

- | 二三・三、平二四・三)、拙稿「山口鷺流台本の系統(一)〜ぐって ―」(『山口県立大学国際文化学部紀要』17〜18、平(2)| 拙稿「山口鷺流の位置(上)(下)――江山本所収曲をめ
- (四)──春日庄作自筆本をめぐって──」(『山口県立大学国際(四)──春日庄作自筆本をめぐって──」(『山口県立大学国際
- (3) 江山本の由来については、鷺流狂言記録作成委員会編書誌及び翻刻本文については、鷺流狂言記録作成委員会編鷺流狂言』(山口市鰐石能狂言研究会、昭三二)参照。また、鷺流狂言記録作成委員会編
- 二八・一一)、樹下明紀氏「鷺流狂言再考」(『山口県文化財』関する二、三の考説」(『山口女子短期大学研究報告』2、昭言』(山口市鰐石能狂言研究会、昭三二)、同氏「鷺流狂言に

平六・七)参照

(4) 江山家については、石川弥一氏『山口に残存する鷺流狂

流狂言『宝暦名女川本』(一)~(六)」(『女子大国文』156(三弥井書店、平一四)第二章一「鷺流「宝暦名女川本」につ(三弥井書店、平一四)第二章一「鷺流「宝暦名女川本」につ

110

平一・六~平三・一二)に翻刻される。

11

橋本朝生氏「天理本『狂言抜書』と狂言歌謡」

(新日本古

- 述のように)「孫聟」の曲名での上演記録がある。「さしで祖父(孫むこ」とある。ただし、鷺流においては(後(6) 宝暦名女川本『萬聞書』所収「鷺大倉京流名替」にも、
- 載せる。(7)「習物・風流」所収の「花子」については、三種の台本を
- (8) 現在は所在不明であるが、かつて宝暦名女川本の一部でのことについて触れる。
- (字) 古川久氏・小林責氏編『狂言辞典 資料編』(東京堂出り) 古川久氏・小林責氏編『狂言辞の基礎的研究』和泉書版、昭六〇)「資料翻刻」所収。なお、この山脇元業から大蔵版、昭六〇)「資料翻刻」所収。なお

典文学大系 『梁塵秘抄 閑吟集 狂言歌謡』岩波書店、平五

12 それ以外には、常磐松文庫抜書本に、舅のせりふのみ記

なお、本曲は鷺仁右衛門派の台本には見えない。

- 13 注(5)の永井猛氏論考参照
- 14 『触流し御能組』記事の検索は、演能記録調査研究グルー 「『触流し御能組』の演者名総覧と索引(一)~(四)」
- 15 (『能楽研究』31~34、 平一九・七~平二二・三)による。 『金春古伝書集成』(わんや書

表章氏・伊藤正義氏校注

16 なお、享保保教本「差出祖父」のキリの謡は和泉流のそ 昭四四)により、原本写真も参照した。

参照。

- れに同じである。
- 17 たがって、それ以前の形成ということになろう。 金春大夫禁中能におけるものである(『文禄慶長御能組』)。 「音曲聟」の現存最古の上演記録は、慶長七年五月四日、
- 18 展開 橋本朝生氏 瑞木書房、 「聟入り物狂言の諸相」(『続 平二四所収 狂言の形成と
- 20 19 中 このやりとりは、 田口和夫氏「天理本『狂言六義』 世文芸論考 —』三弥井書店、 鷺流以外の流派にもあり、また「二人 平九所収 解説」(『能・狂言研究

- れる「懐中聟」にも見える。 袴」と趣向の共通する「引敷聟」や、 舞い難い状況で舞わさ
- 21 大蔵虎明『わらんべ草』八十段に、「今の世、わきく
- や演出を「盗み取る」こと。 な伝授や稽古を受けるのではなく、他流の舞台を見て、 に、見とり、聞とり、にた事をする」とある。つまり、正式
- 22 編 春日・原・山本(三郎右衛門)の三家があった。小林責氏「山 口鷺流の歴史と芸系、現状、特質」(鷺流狂言記録作成委員会 『山口鷺流狂言資料集成』山口市教育委員会、平一三所収 江戸末期の時点では、長州藩抱えの大蔵流の家として、
- 23) 田口和夫氏「近世初期の鷺流 井書店、 作の意味」(『狂言論考― 昭五二所収)。 説話からの形成とその展開』三弥 一「はんせん (飯銭)」新
- の形成と展開』みづき書房、平八所収)。

橋本朝生氏「〈家童子〉という狂言と吉田喜太郎」(『狂言

天保三年、山本甚三郎書写の奥書をもつ『狂言名寄・内

25

24

- 外間名寄』(山口県立大学郷土文学資料センター蔵) 寄及び人数・装束付は、 る狂言名寄と考えられるが、その中には「差出祖父 当時の長州藩狂言方 (鷺流) の狂言名 (孫智) におけ

学蔵)」(『山口県立大学大学院論集』4、平一五・三)参照。出される。拙稿「〔翻刻〕狂言名寄・内外間名寄(山口県立大で不可欠であったと本稿で推測した「二人袴」「音曲聟」は見の曲名は見えない。ただし、江山本「差出祖父」の形成の上

(付記)

ある。 流狂言の総合的研究」(課題番号16K02371)の成果の一部で流狂言の総合的研究」(課題番号16K02371)の成果の一部である。

(いなだ ひでお/山口県立大学教授)